

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、医療機関への支払い額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分の金額が支給される制度です。

窓口でマイナ保険証の提示を行うことにより、入院費の窓口支払を事前に上限までにとどめることができます。

自己負担限度額ついて詳しくは下記表をご参照ください。

(令和8年8月～令和9年7月)

70歳未満の方	区分		自己負担限度額(※1～3)
	ア	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	270,300円+ (医療費－901,000円) × 1%
	イ	健保：標準報酬月額53～79万円 国保：年間所得600万～901万円	179,100円+ (医療費－597,000円) × 1%
	ウ	健保：標準報酬月額28～50万円 国保：年間所得210万～600万円	85,800円+ (医療費－286,000円) × 1%
	エ	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	61,500円
	オ	住民税非課税世帯	36,900円

70歳以上の方	現役並所得者 Ⅲ	健保：標準報酬月額8.3万円以上 国保：課税所得690万円以上	270,300円+ (医療費－901,000円) × 1%
	現役並所得者 Ⅱ	健保：標準報酬月額53～79万円 国保：課税所得380万円以上	179,100円+ (医療費－597,000円) × 1%
	現役並所得者 Ⅰ	健保：標準報酬月額28～50万円 国保：課税所得145万円以上	85,800円+ (医療費－286,000円) × 1%
	一般	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：課税所得145万円未満	61,500円
	低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯	25,700円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯(所得が一定以下)	15,700円

- ※1 自己負担限度額は、医療機関ごと、月ごと、医科歯科別、入院外来別に適用されます。
- ※2 過去12ヶ月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、限度額が軽減されるしくみがあります。
- ※3 「年間上限」に達した場合には、当該年において それ以上の負担は不要となるしくみがあります。詳しくお知りになりたい方は2階②番 保険証確認窓口までお尋ねください。

■ご注意

食事療養費、個室代、診断書料などの保険外診療分は適用対象外です。
1日から末日までの1ヶ月毎の計算となります。
自己負担限度額は健康保険法等の改正で変更になることがあります。

ご不明な点がございましたら、2階 ②番 保険証確認窓口へお尋ねください。